

パブリックコメントに伴う、反映箇所

P2

1-1 計画策定の背景と目的

我が国において持続可能な公共交通体系を民間、地域、行政が一体となり構築していくための法律である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が平成19年10月に施行された以降、本市は2017(平成29)年3月に「糸島市地域公共交通網形成計画」(以下網形成計画と表記:H29~R3年度)を策定し、「**分かりやすく、利用しやすい 公共交通ネットワークの形成**」の実現のため、**効果的・効率的な施策の推進に取り組んできました。**

その後、「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造がさらに難しくなっている中で、地方公共団体が中心となり、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行されました。

この改正法では、交通事業者等の関係者が協議しながら公共交通改善・移動手手段確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、地域の輸送資源を総動員して持続可能な運送サービスの提供の確保を推進するため、地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民などの地域関係者と協議しながら、「**地域公共交通計画**」を作成**すべきことが規定されました。**~~実行することが「努力義務化」されました。~~

本市においては、網形成計画の計画期間が満了し、本市における改めて地域特性や地域公共交通の現状・課題等を踏まえ、市が目指す将来都市像を実現するうえで地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の生活と移動を支援し、かつ、持続可能な地域公共交通を実現するため、その基本的な方針、目標及び施策体系を示すマスタープランとして、「糸島市地域公共交通計画」を策定します。

本計画に基づき、地域公共交通に関する取組を計画的に進めることで、限られた資源を有効に活用し、持続可能な地域公共交通の形成を図っていきます。

P92(修正前 P91)

施策 4-1 コミュニティバスのデマンド化の検討

施策の目標

- ・コミュニティバスの運行効率を高めることで、財政負担を軽減し、持続可能性を高めます。
- ・コミュニティバスの**利用が低いエリアなどは、面的に運行エリアをカバーすることで、高齢者等の生活移動の利便性向上**と運行頻度が低いエリアにおける移動利便性の向上、外出促進を図ります。

施策の概要

- ・拠点間の連絡は定時定路線、それ以外の移動はデマンド交通等でカバーするという考え方にに基づき、コミュニティバスの特定区間や時間帯におけるデマンド化を検討します。
- ・コミュニティバスのデマンド化は、**施策 1-2** にも関連した施策であり、一体的に進めていきます。

関連指標

- ・デマンド化したコミュニティバス路線数
- ・コミュニティバスの収支率
- ・**オンデマンドバスの年間利用者数**

実施主体とスケジュール

取組内容	実施主体	2022 (R4)年	2023 (R5)年	2024 (R6)年	2025 (R7)年	2026 (R8)年以降
デマンド化	交通事業者、 糸島市	デマンド化区間の検討				